

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

【特集】 第30回国際労働問題シンポジウム 仕事の未来とグリーン・ジョブ：IL0の取組み： 太平洋島嶼国におけるグリーン・ジョブの促進活動

佐々木, 聰 / Sasaki, Satoshi

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

714

(開始ページ / Start Page)

5

(終了ページ / End Page)

9

(発行年 / Year)

2018-04-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014869>

ILO の取組み

——太平洋島嶼国におけるグリーン・ジョブの促進活動

佐々木 聰*



ILO 太平洋島嶼国別事務所の佐々木聰です。本日はビデオメッセージとして、ILO が太平洋島嶼国においてどのようなグリーン・ジョブ推進活動をしているのかについてご紹介します。

1 太平洋の国々から見たグリーン・ジョブ

グリーン・ジョブは国や地域によって性質が異なります。例えば、私が以前、勤務していた2000 年前後の中国では、二酸化炭素を多く排出する生産性の低い国営企業の閉鎖を進めていました。それはグリーン・エコノミーへの移行を進めるために必要な政策だったからです。ILO にとって、国営企業閉鎖にともなう失業問題は重要な課題でした。

太平洋島嶼国では少し事情が違います。違った意味でのグリーン・ジョブの課題があるのです。それについてお話ししようと思います。

太平洋にある ILO 加盟国は、パラオ、マーシャル諸島、キリバス、ツバル、パプアニューギニア、ソロモン諸島、バヌアツ、フィジー、サモア、トンガ、クック諸島、全部で 11 カ国です。人口は地域全体でおよそ 1,000 万人です。各国それぞれの人口は、ツバルの 1 万 1,000 人から、パプアニューギニアの 700 万人まで、ばらつきが大きいです。

伝統的にメラネシア、ポリネシア、ミクロネシアという区分がありますが、経済社会的には、天然資源に恵まれたパプアニューギニアやソロモン諸島から、漁業権以外にはほとんど外貨収入源を持たない環礁国であるキリバスやツバルまで、経済の成り立ちは多様です。

また歴史的・経済的なつながりで見ると、北太平洋のパラオやマーシャル諸島はアメリカと、またポリネシアはニュージーランドと、メラネシアはよりオーストラリアと、深いつながりを持っています。

ところで、グリーン・ジョブとは一体何でしょうか？ 本日のシンポジウムでもグリーン・ジョブをどう捉えるかは大きなテーマのひとつではないでしょうか。私の話では、広く「太平洋島嶼国でのグリーン・エコノミーを支える仕事」と捉えて、話を進めたいと思います。

国連は今年から 2030 年へ向けて「持続可能な開発目標」を設定しました。その重要なコンセプ

* 佐々木 聰（ささき・さとし） バングラデシュ派遣 JICA 雇用開発専門家を経て 1997 年以降 ILO に勤務する。中国での雇用開発プロジェクトのチーフテクニカルアドバイザー、アジア太平洋地域事務所（バンコク）のディーセント・ワークチーム専門家、北京事務所の企業開発専門家を歴任。2013 年より ILO 太平洋島嶼国別事務所ディーセント・ワーク戦略専門家。

トは“Leave no one behind 誰も開発から取り残さない”というものです。これは、経済的影響力の小さな島嶼国にとって重要です。世界的にみて、島嶼国が環境に与える負担は少ないので、なぜ大きな影響を受けなければならないのか？ 島嶼国の人たちの憤りに、国際社会は十分に答えていない、気がついていないからです。こうした島嶼国の声を反映させるため、フィジーは11月にドイツで開催されるCOP23の議長国になりました。気候変動・環境問題について、島嶼国への関心が高まっていることを示しています。

では太平洋島嶼国でグリーン・エコノミーを支える仕事とは、どういったものなのでしょう？ 本日は、環境保全（mitigation）に係わる仕事と、気候変動への対応（adaptation）に係わる仕事に分けて、具体的な例を紹介します。

2 環境保全に係わるグリーン・ジョブ

はじめに紹介するのは、環境保全に係わるグリーン・ジョブの推進例として、ILOがJICA（独立行政法人国際協力機構）との協調によって、固体廃棄物処理を促進している例です。通称J-PRISMと呼ばれているJICAの固体廃棄物処理を促進する太平洋地域プロジェクトとILOは技術協力協定を結んで、J-PRISMの第一フェーズ、第二フェーズにわたって活動しています。

第一フェーズは2012年から2016年に実施され、ILOはWork Adjustment for Recycling and Managing Waste（WARM）というトレーニング・プログラムを開発し、生活ごみの回収作業員の労働安全衛生改善を行いました。具体的には、参加国のごみ処理関連の組織の担当者に対してWARMのトレーニングをリージョナル・レベルで行い、実際には彼らがそれぞれの国で作業員に対して労働安全衛生のトレーニングを実施しました。リージョナル・レベルのトレーニングに参加したフィジーの担当者は、その後、J-PRISMを通じて、WARMのトレーナーとしてほかの国からの研修要請にも応えています。

今年からJ-PRISMの第二フェーズが立ち上がり、5月にはILOとJICAの間で新しい技術協力協定が結ばれました。今回は、労働安全衛生に加えて、仕事の機会を増やすことにもつなげよう計画しています。そのひとつが、フィジーでの車の廃棄に関する仕事の安全衛生向上と雇用機会の増加を図るプログラムです。2012年にJ-PRISMはフィジーの車の増加は年2,000台ぐらいと予測していました。実際ははるかに予想を超え、2015年以降、年8,000台ずつ増え続けています。その理由のひとつは、政府がガソリン消費量の少ないハイブリッドカーを比較的安く輸入できるようにしたため、消費に火がついたのです。新たに登録された車の約半数は日本からの中古車です。フィジーは現在ハイブリッドカーだらけです（次頁写真1）。

2020年代になると使用済みの車が大量に廃棄されるはずであり、今後は処理需要の拡大とともにあって雇用機会も増えると予想されます。ハイブリッドカーに使われるリチウムイオン電池は増える一方で、その廃棄については行政的指針も示されていません。車も電池も、適正に処分されなければ、放置されることになります。小さな島国でその環境への影響は甚大です（次頁写真2）。

ILOは増加の見込まれる車の廃棄事業でのディーセント・ワークを促進しようとしています。ハイブリッドカーについて、同じような状況がモンゴルでも起きていることを、先日の日本経済新聞の記事（「プリウスだらけのモンゴル」2017年7月19日朝刊）で知りました。車の輸出国として、



写真1 増え続ける車



写真2 廃車

日本はこうした問題にどのように対応していくのか、CSRにも係わる問題です。

3 気候変動への対応としてのグリーン・ジョブ

もうひとつのグリーン・ジョブの領域として、気候変動への対応をご紹介します。気候変動への対応は、太平洋では2つの側面があると思います。ひとつは気候変動によって影響を受ける労働者の生活をどう守るかです。もうひとつは、台風、地震、津波、旱魃など、頻発する自然災害への対応です。

(1) 気候変動によって影響を受ける労働者の生活をどう守るか

まず、気候変動による影響について。国土がサンゴ礁でできた海拔の低い環礁国⁽¹⁾では、海面の上昇、台風被害、飲み水の枯渇などから、現在また近い将来に、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカへの移住を望む人たちが多くいます。キリバス、ツバル、マーシャル諸島などです。こうした状況にどう備えるか。移住した場合には、環境難民としてではなく、有用な人材として受け入れられたい、という願いを、彼らは持っています。また同時に、地元の経済発展をどう維持していくのか、という課題を抱えています。「沈んではほしくはないが、備えはしなければならない」という矛盾があるのです。自国の文化と国土が消滅することを願う人はいません。

ILOが2013年から2016年に実施したClimate Change and Migration Projectでは、周辺国への短期出稼ぎ労働者の権利を守るための広報活動、制度づくりを支援しました。具体的には、キリバスとツバルで、海外出稼ぎ労働に関する政策を策定し、オーストラリア・ニュージーランドへの短期出稼ぎ労働者⁽²⁾に対して出国前研修を行うことで、労働契約書を徹底し、契約中の労働者としての権利保護を強化しました。また、出稼ぎによって得られた収入を、帰国後、あるいは留守家族を通じて、地元での経済活動を支援するために、自営業の促進を支援しました。

プロジェクトは終了しましたが、ILOは引き続き、こうした支援活動を続けています。環礁国でなくても海岸線が侵食され、村ごと国内での移住を余儀なくされる例も多くあります。ILOはフィジーで技能労働者の登録制度を利用して、新しく村を作るための人材を派遣し、さらに新しい環境で生計創出を助ける事業を行いました。

(1) サンゴ礁でできた海拔の低い国（キリバス、ツバル、マーシャル諸島）。

(2) Seasonal Workersと呼ばれ、政府間協定のもと主に農作業に従事する。一回の派遣期間はおよそ6ヶ月。近年、オーストラリアは観光や高齢者のケア分野での受け入れも開始した。



写真3　台風による被害

(2) 自然災害（台風、地震、津波、旱魃など）の頻発

気候変動のもうひとつの側面は、自然災害への対応です。台風や津波など自然災害の頻発は、持続的発展の最大の障害です。一昨年はバヌアツ、去年はフィジーが台風被害を受けました⁽³⁾(写真3)。去年は、パプアニューギニア、マーシャルで旱魃もありました。こうした被害は増えており、次はどこの国で発生するのか戦々恐々としています。災害発生と同時に、数ヶ月間、緊急対応に追われ、ほかの業務に支障が出ます。政府も国際機関も十分に対応できないからです。緊急支援から復興支援に、被災者たちの雇用収入機会をどう支援するのかが重要です。

ILOは、近年のソロモン、バヌアツ、フィジーでの災害発生後、Cash for Work⁽⁴⁾のようなコミュニティの復旧作業や生計創出のための生産活動の回復を支援しました(次頁写真4)。また、Labour Intensive Technologyといわれる手法で、地元にある材料を使い、住民の手によるインフラの整備や回復を促進しています。復興がどれほど大変で時間がかかるかは、日本の皆さんには身近に経験されているので説明の必要はないと思います(次頁写真5)。

災害が起きた後では、支援の効果は限られます。災害に備えることで被害を最小限にとどめることができます。例えばILOは、企業の災害時への備え(Business Continuity Planning)を推進するために、使用者団体と一緒に自然災害の際の対応策をあらかじめ準備するよう企業に働きかけています。また被害を的確に把握するために、自然災害発生後、国連や援助機関が中心となってPost-Disaster Needs Assessment(PDNA)⁽⁵⁾を実施しています。ILOは雇用に対する影響の分析で中心的な役割を果たしています。

(3) 2015年サイクロン・パム(バヌアツ)、2016年サイクロン・ウインストン(フィジー)。

(4) 土砂の除去や地域共有施設の復旧を住民の手によって行い、これに対して賃金を支払うことで、個人の失われた家財の復旧費や生活費を補うこと。

(5) 自然災害発生直後に、災害の規模・インパクトを分析し、復興計画策定の基礎資料とするもの。



写真4 Cash for Work



写真5 Labour Intensive Technology

4 まとめ

以上、ご紹介したグリーン・ジョブの促進例は、皆さんのイメージされていたものとは少し違っていたかもしれません。気候変動とともに雇用の問題は多岐にわたっており、伝統的な ILO の活動範囲では收まりきれない部分があります。ILO は自らの経験と技術的知識を応用しながら、現場レベルでの模索を続けています。しかし、どのような場合であれ、「グリーン・ジョブは、ディーセント・ジョブでなければならない」という ILO の基本方針は貫かれるべきです。

本日は、太平洋島嶼国からの報告に耳を傾けていただき、ありがとうございました。(拍手)

(編集部注：写真1～5は佐々木氏のビデオメッセージより転載)